

事業者の皆様へ

油の漏えい・流出事故に注意！

油の漏えい・流出事故は、河川や水路、地下水等の公共用水域に重大な環境汚染を引き起こし、水道や農業用水が取水できない、井戸水が飲めなくなるなど人の生活や動植物に多大な影響を与える恐れがあります。漏えい・流出事故を未然に防止するために日常点検等を実施するとともに、漏えい時の異常をできる限り早急に発見することが汚染の拡大防止につながります。また、万が一事故が発生した場合は、初期段階で迅速な対応が重要となります。

貯油施設又は処理する油水分離施設を設置している事業者の皆様は、下記の事項にご留意の上、維持管理に努めていただきますようお願いいたします。

【 点検等の実施 】

- ◆ 定期的にタンク内油量の計測、記録をし、在庫量チェックをしてください。使用状況に反して在庫量が減少している場合は漏えいの可能性があります。
- ◆ 漏えい検知管での漏えい点検も定期的の実施してください。漏えい量が微量の場合、発見が困難の上、長期間にわたり漏えいし続ける可能性があります。
消防法による法定点検義務がない貯油施設についても、加圧試験等の漏えい検査を行うことをお勧めします。
- ◆ 油水分離施設の日常点検を行い、ポンプの故障がないか、油水分離槽の目詰まりがないか確認してください。



【 事故時の対応 】

貯油施設等から*油が公共用水域に流出又は地下に浸透し、生活環境に係わる被害を生じるおそれがあるときは、水質汚濁防止法により、ただちに応急の措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出るよう定められています。油の流出や浸透が認められた場合は、速やかに消防署、市役所等へご連絡ください。（※油とは、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油を指します。）

《 事故発生時に講ずべき応急措置 》

応急措置として破損した配管・施設への供給停止や、堰等による公共用水域への流出防止など、被害の拡大を防止するための措置を講じなければなりません。

《 応急措置命令と罰則 》

必要な応急措置を講じていないと認められる場合は、応急措置を講ずるよう命令される場合があります。（水質汚濁防止法第14条の2第4項）

なお、応急措置命令に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。（水質汚濁防止法第31条第1項）

【連絡先】 八王子市環境部環境保全課 環境改善担当

TEL 042 (620) 7255 FAX 042 (626) 4416

事故発生時には①日時 ②場所 ③事故内容 ④被害状況 ⑤範囲 をご連絡ください。

